

(法人用)

誓 約 書

当法人には、探偵業の業務の適正化に関する法律第3条第1号から第5号までに掲げる

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、又は探偵業の業務の適正化に関する法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- 3 最近5年間に、探偵業の業務の適正化に関する法律第15条の規定による処分に違反した者
- 4 法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに探偵業の業務の適正化に関する法律第3条第1号から第5号までのいずれかに該当する者

がないことを誓約します。

公安委員会 殿

年 月 日

主たる事務所の所在地

名 称

代表者の氏名

印